

## 令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業（業務用施設等における  
ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化・省CO2促進事業）

- ・レジリエンス強化型 ZEB 実証事業
- ・ZEB 実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業

## Q&A 集

（令和2年5月12日現在）

※本 Q&A 集は、予告なく追記、変更されますので予めご了承ください。

## 一般社団法人静岡県環境資源協会

※問い合わせは、極力電子メールを利用し、メール件名に、法人名及び事業名を記入してください。（例：【株式会社〇〇〇】レジリエンス ZEB 事業問い合わせ）

### 問い合わせ先

一般社団法人静岡県環境資源協会 支援センター（以下「SERA」という。）

Email : center@siz-kankyuu.or.jp

TEL : 054-266-4161



## 質問項目一覧

- Q 1 : 一社で複数の応募はできますか。 ..... 1
- Q 2 : 本事業の申請者は具体的にどのような者を指しますか。 ..... 1
- Q 3 : 地方公共団体の組合は申請できますか。 ..... 1
- Q 4 : 他の補助金と併用は可能ですか。 ..... 1
- Q 5 : PO ファイナンス（本事業に係る電子記録債権を担保提供することによる金融機関からの融資）を活用することはできますか。 ..... 1
- Q 6 : 補助事業の対象期間は、いつからいつまでになりますか。 ..... 2
- Q 7 : 同一の申請者による複数の施設の申請は一つにまとめて行いますか。 ..... 2
- Q 8 : 渡り廊下等で繋がった2つの棟（建築確認申請上は1つの棟）の場合、どのように申請したらよいですか。 ..... 2
- Q 9 : 地方公共団体と民間団体の共有又は区分所有となっている建築物は補助対象となりますか。 ..... 2
- Q10 : 区分所有される建物について、管理者及び管理組合法人等を設けていない場合は申請可能ですか。 ..... 2
- Q11 : 全体の延べ面積は 10,000 m<sup>2</sup>以上だが、ZEB の評価対象部分が 10,000 m<sup>2</sup>未満となる建築物は補助対象となりますか。 ..... 2
- Q12 : ZEB Oriented は補助対象となりますか。★ ..... 3
- Q13 : 複数年度事業として応募することは可能ですか。 ..... 3
- Q14 : 複数年度事業として応募した場合、初年度に BELS の認証経費のみ計上でも良いですか。 ..... 3
- Q15 : 共同申請の際、応募申請書（様式第 1）の申請者は誰にすればよいですか。 . 3
- Q16 : PFI 事業（特定目的会社等が建築後、所有権を地方公共団体に移転し、同社が運営管理を行う事業等）は補助対象となりますか。 ..... 4
- Q17 : ギャランティードセイビングス方式の ESCO 事業はどのように申請しますか。 ..... 4
- Q18 : シェアード・セイビングス方式の ESCO 事業、リース事業はどのように申請しますか。 ..... 4
- Q19 : 申請額に消費税を含めて良いですか。 ..... 4

Q20 : 申請にあたり必要となる要件はどのようなものですか。★	4
Q21 : 葬儀場、スポーツジムは対象となりますか。★	5
Q23 : 蓄電池の容量以上に発電がある場合、逆潮流や売電は可能ですか。	6
Q24 : 可搬式蓄電池は補助対象となりますか。★	6
Q25 : 再生可能エネルギー設備からの電力を蓄電することに加え、商用電源からの電力も蓄電するように動作する構成としても、補助対象となりますか。	6
Q26 : 電気自動車 (EV) は補助対象となりますか。	7
Q27 : 燃料電池は補助対象となりますか。	7
Q28 : 中古電池 (再利用蓄電池等) は補助対象となりますか。	7
Q29 : 太陽光発電機能及び蓄電機能付きの自立型 LED 灯は補助対象となりますか。	7
Q30 : 断熱に関する設備として「高性能窓 (断熱・遮熱性能に優れているもの)」とありますが、窓の断熱・遮熱性能に関する要件は何かありますか。	7
Q31 : WEB プログラム未評価技術 (公募要領 資料 3 参照) は補助対象となりますか。	7
Q32 : WEB プログラムに入力ができないシステムは補助対象となりますか。	8
Q33 : 逆潮流防止装置は補助対象ですか。	8
Q34 : 売電に必要な経費は補助対象ですか。	8
Q35 : 設備設置のために必要となる、建屋の建築およびその基礎工事は対象となりますか。	8
Q36 : BEMS やパワーコンディショナー等で補助対象外設備と共用する場合、補助対象経費の算出はどのように行えばよいですか。	8
Q37 : 補助事業による取得財産であることを示すために貼り付けるプレート等の費用は、補助対象経費になりますか。	8
Q38 : 基本設計に要する費用は補助対象経費に該当しますか。	8
Q39 : ZEB プランナーに係る費用は対象になりますか。	9
Q40 : 実施設計費を補助対象として申し出る場合の留意点があれば教えてください。	9
Q41 : 付帯設備の範囲はどこまでですか。	9
Q42 : 導入効果を確かめるための設備の導入は可能ですか。	9
Q43 : 既存設備の撤去に係る工事費は補助対象経費となりますか。	9
Q44 : 太陽光発電設備を設置する際の屋上防水工事の補助対象範囲に制限はありますか。	9

- Q45 : 提出する各年度の業務概要及び貸借対照表・損益計算書は、パンフレットやホームページで公表している資料でも良いですか。 ..... 10
- Q46 : 弊社は連結決算を採用していますが、グループ全体の貸借対照表・損益計算書が必要ですか。 ..... 10
- Q47 : 代表事業者と共同事業者でそれぞれ貸借対照表及び損益計算書が必要ですか。 ..... 10
- Q48 : 応募申請時に添付する経費内訳の資料は、詳細な積算（見積り）が難しい場合、概算の設計書（見積書）でも良いですか。 ..... 10
- Q49 : 見積依頼業者から提出された見積書内訳には、「○○付属品 1式 △△円」とありますが、そのまま経費内訳に転記しても良いですか。 ..... 10
- Q50 : 補助対象とする経費の金額の根拠をどのように記載するのですか。 ..... 11
- Q51 : 応募に当たっての添付資料で金額の根拠がわかる書類（見積書等）が求められていますが、応募時にも3者以上の見積書が必要ですか。 ..... 11
- Q52 : 工事費の細分は、指定された細分（材料費、労務費、直接経費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）とする必要がありますか。 ..... 11
- Q53 : 業者の選定は交付決定前に行っても良いですか。また、入札手続き等の準備は交付決定前に進めていても良いですか。 ..... 11
- Q54 : 工事業者等への補助事業の発注（契約）は、いつから行えますか。 ..... 11
- Q55 : 交付決定前に工事業者等へ発注をしている場合は、補助対象となりますか。 11
- Q56 : 工事業者等への発注は「競争原理が働くような手続によって相手先を決定すること」とありますが、具体的にどういうことですか。 ..... 12
- Q57 : 見積合せの業者として、代表事業者又は共同事業者の関係会社を含んでも問題ありませんか。 ..... 12
- Q58 : 設計・施工一括発注技術提案型総合評価方式等のプロポーザル型コンペを実施し、交付決定日以前に業者を決定することは可能ですか。 ..... 12
- Q59 : コストオン契約は認められますか。 ..... 12
- Q60 : 補助対象となる工事と一緒に、補助対象とならない工事（全額自己負担）も同時に発注することは可能ですか。 ..... 13
- Q61 : 新築の場合、本体工事と ZEB 化工事における契約は一括で良いですか。 ..... 13
- Q62 : リース会社と建物所有者が共同申請した場合、リースができない設備部分について支払委託契約での支払いは可能ですか。 ..... 13

- Q63 : 補助対象となる工事が元請と下請業者の間での契約による部分のみである場合、  
交付決定前に事業者と元請の間で契約を締結することは可能でしょうか。 ... 13
- Q64 : 応募申請後、申請者の都合等により補助金申請を辞退する必要が発生した場合、  
どのように対応すればよいですか。 ..... 14
- Q65 : 応募申請が採択された後、交付申請までの間に設備の導入計画の見直し等を行っ  
た場合、交付申請時に提出する事業実施計画書は応募申請時のものから変更して  
も構いませんか。 ..... 14
- Q66 : 採択後に補助対象経費を精査した結果、事業費が増額してしまった場合には補助  
金額の増額は可能ですか。 ..... 14
- Q67 : 補助事業の計画変更について、「ただし、軽微な変更は除く。」と記載されていま  
すが、「軽微な変更」とは具体的にどのような場合を指すのですか。 ..... 14
- Q68 : 事業完了とは、設備等の引渡しが済んだことをいうのですか。 ..... 15
- Q69 : 事業が予期せぬ事情で期間内に完了できないと見込まれる場合は、どうしたらよ  
いのですか。 ..... 15
- Q70 : 補助事業終了後の取得財産の管理についての留意点を教えてください。 ..... 15
- Q71 : 補助事業で取得した財産を、何かしらの事情で処分する必要がある場合は、ど  
のような手続が必要になりますか。 ..... 15
- Q72 : 補助事業で導入した空調設備を数年後（法定耐用年数内）に保守点検した結果、  
故障（又は劣化等）による部品交換が発生した場合にも、交付規程第 8 条十三の  
取得財産の処分に該当するものとして環境大臣の承認を受ける必要があります  
か。また、全部交換の場合は、どうなりますか。 ..... 16
- Q73 : 複数年度工事の場合で、2 年度目以降は年度当初から工事を始めることは可能で  
すか。 ..... 16
- Q74 : 一次エネルギー消費量の計算方法を教えてください。 ..... 16
- Q75 : 『一次エネルギー削減率が本事業の交付決定時の値よりも 5 ポイント以上下回っ  
た場合、(中略) は、補助金の交付を行わない』とありますが、5 ポイントとは、  
どのような値になりますか。 ..... 16
- Q76 : 事業報告の値が基準値を下回った場合は、何かペナルティはありますか。 ... 17
- Q77 : ZEB プランナー登録はどのようにしますか。 ..... 17
- Q78 : ZEB リーディング・オーナー登録はどのようにしたらよいですか。 ..... 17
- Q79 : 概算払を受けることができますか。 ..... 17

Q80 : 補助事業で導入した設備により売電等で収益が発生した場合、収益相当額の納付の必要性についてはどのように考えたらよいですか。 .....	17
Q83 : 要件にある再エネ設備とは何になりますか。 .....	18
Q84 : 災害協定等の締結は必要となりますか。 .....	19
Q85 : 民間の事務所は対象となりますか。 .....	19
Q86 : 地方公共団体との災害協定等を要件とする民間施設については、どのような施設が対象となりますか。 .....	19
Q87 : 今後、地方公共団体と協定等を締結し、レジリエンス機能が求められる公共性の高い施設であることを証する書面とする予定ですが、申請は可能ですか。 ...	19
Q88 : 事業継続計画（BCP）は地域防災計画に準じた計画として扱われますか。 ...	19
Q89 : 急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所など土砂災害警戒区域等の施設は対象となりますか。 .....	19
Q90 : 工場内の事務所部分についても、協定等により公共性の高い施設であることを証することができますか。 .....	20
Q91 : 「土砂災害警戒区域に含まれていても、地域特性等を考慮した上で、地方公共団体が避難所等として位置付けている又は位置づける予定である施設については、この限りではない。」とありますが、地域特性等とはどのようなものですか。 .....	20
Q92 : 水害等の災害時において電源確保等に配慮された設計とはどのようなものですか。 .....	20
Q93 : 地方公共団体が作成するハザードマップが事業完了前に改訂された場合はどうなりますか。 .....	20
Q94 : 再生可能エネルギー設備等の設計・導入に際して、耐震性等に関して留意する必要がありますか。 .....	21
Q95 : 浸水時を想定し、設備を稼働させるための工事は補助対象となりますか。 ...	21
Q96 : 遠隔地(指令を受ける設備の設置場所の敷地外、または、同一敷地内でも一定距離を置いた場所) より、変動性再生可能エネルギー発電設備や需要側の調整力となり得る設備を運転制御できるシステム及び体制の構築に必要な EMS 等の通信・制御装置は補助対象になりますか。 .....	22
Q97 : EMS 等の通信・制御装置を用いて、建物内から変動性再生可能エネルギー発電設備や需要側の調整力となり得る設備を運転制御できるシステム及び体制を構	

築することは、審査時に加算対象となりますか。 .....	22
Q98：主要設備とはどのようなものですか。 .....	22
Q99：補助対象外として、系統から充電を行う蓄電システム（商用電源と連携した蓄電システム）を構築した際、「公募要件」としては認められますか。 .....	22
Q100：複数用途建築物において、部分申請は可能ですか。 .....	22
Q101：ZEB Oriented における複数用途建築物における部分評価の要件はありますか。 .....	22

★：事業によって内容が異なるもの



## **(申請に関すること)**

### **Q 1 : 一社で複数の応募はできますか。**

A : 可能です。

### **Q 2 : 本事業の申請者は具体的にどのような者を指しますか。**

A : 本補助金の交付を申請できる者は、民間企業、個人事業主、独立行政法人通則法（平成 1 1 年法律第 1 0 3 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人、地方独立行政法人法（平成 1 5 年法律第 1 0 8 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人、国立大学法人、公立大学法人及び学校法人、社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）第 2 2 条に規定する社会福祉法人、医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 3 9 条に規定する医療法人、一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人、地方公共団体、その他環境大臣（以下「大臣」という。）の承認を得て補助事業者が適当と認める者としてします。

### **Q 3 : 地方公共団体の組合は申請できますか。**

A : 「補助金を申請できる者」に地方公共団体が含まれる事業については、地方公共団体の組合も申請できます。

### **Q 4 : 他の補助金と併用は可能ですか。**

A : 国からの他の補助金と重複する補助対象経費は認められません。国からの他の補助金を重複受給した場合は、不正行為とみなし、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金を超えた額を返還が必要となるので、ご注意ください。

なお、地方自治体の補助金で国の補助金等を財源にしていないものとの併用は可能ですが、交付元の地方自治体の補助金についても可能かの確認をしてください。

### **Q 5 : PO ファイナンス（本事業に係る電子記録債権を担保提供することによる金融機関からの融資）を活用することはできますか。**

A : 可能です。PO ファイナンスを活用して本事業を実施した場合の補助事業終了後

の SERA に対する補助金請求に当たっては、PO ファイナンス運営会社が指示する金融機関口座を指定してください。なお、補助事業者が当該指示する口座以外を指定した場合であっても、理由の如何を問わず、補助金は PO ファイナンス運営会社が指示する金融機関の当該補助事業者名義の口座に振り込みます。

**Q 6 : 補助事業の対象期間は、いつからいつまでになりますか。**

A : 交付決定日から補助事業完了日までとなります。

**Q 7 : 同一の申請者による複数の施設の申請は一つにまとめて行いますか。**

A : 原則として建物単位での申請をしてください。

**Q 8 : 渡り廊下等で繋がった 2 つの棟（建築確認申請上は 1 つの棟）の場合、どのように申請したらよいですか。**

A : BELS の ZEB 認証機関に、具体的な建物について、どの範囲で BELS 認証が得られるかを照会の上、SERA にお問い合わせください。例えば 2 棟で一体として BELS 認証であれば 2 つの棟を 1 つの対象施設として申請してください。

**Q 9 : 地方公共団体と民間団体の共有又は区分所有となっている建築物は補助対象となりますか。**

A : 補助対象となりえます。なお、地方公共団体と民間団体の共有建築物の申請にあたって、延べ面積の上限はありません。

**Q10 : 区分所有される建物について、管理者及び管理組合法人等を設けていない場合は申請可能ですか。**

A : 個別に SERA へお問い合わせください。

**Q11 : 全体の延べ面積は 10,000 m<sup>2</sup>以上だが、ZEB の評価対象部分が 10,000 m<sup>2</sup>未満となる建築物は補助対象となりますか。**

A : ZEB の評価対象が 10,000 m<sup>2</sup>未満であれば、本事業の補助対象となりえます。

**Q12 : ZEB Oriented は補助対象となりますか。★**

A : ZEB 実現事業では対象となります（地方公共団体のみ）が、レジリエンス ZEB 事業では対象となりません。

**Q13 : 複数年度事業として応募することは可能ですか。**

A : 補助事業の実施期間は原則として単年度になります。ただし、単年度での実施が困難な補助事業については、応募時に年度ごとの事業経費を明確に区分した経費内訳書及び実施計画書が提出されることを前提として、2 年度以内とすることができます。（延べ面積 2,000 m<sup>2</sup>以上の建築物は実施期間 3 年度以内での申請可能。）本年度の申請書類においては、2 年度分又は 3 年度分の補助制度があると仮定し、金額の区分や図面の設備の色分け（初年度は赤、2 年度は青、3 年度は緑）を行ってください。

なお、次年度以降の補助事業は、国において次年度に所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるものであり、次年度以降の見込額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、事業内容の変更、交付額の減額等を求める場合があります。

**Q14 : 複数年度事業として応募した場合、初年度に BELS の認証経費のみ計上でも良いですか。**

A : 原則として単年度での実施が困難な場合に、一定の前提のもとに複数年度事業を認めています。BELS の ZEB 認証経費のみ、初年度の補助対象経費とする場合、複数年度事業とする必要性について合理的な説明を事前にお問い合わせすることになります。

**Q15 : 共同申請の際、応募申請書（様式第 1）の申請者は誰にすればよいですか。**

A : 代表事業者としてください。なお、代表事業者とは、交付規程第 3 条 3 で、「代表者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者」としています。

**Q16 : PFI 事業（特定目的会社等が建築後、所有権を地方公共団体に移転し、同社が運営管理を行う事業等）は補助対象となりますか。**

A : 補助対象となりえます。申請時は PFI 事業者を代表申請者、所有権移転先の地方公共団体を共同申請者として申請してください。

**Q17 : ギャランティードセイビングス方式の ESCO 事業はどのように申請しますか。**

A : 設備を所有する建物所有者が単独で申請いただけます。設備の導入に係る費用は補助対象ですが、ESCO 事業者へのサービス料金は補助対象外です。

**Q18 : シェアード・セイビングス方式の ESCO 事業、リース事業はどのように申請しますか。**

A : ESCO 事業者、リース事業者を代表申請者として、建築主等を共同申請者としてください。その際サービス料、リース料から補助金相当額分が減額されていること、及び補助事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類の提出を条件とします。

**Q19 : 申請額に消費税を含めて良いですか。**

A : 消費税を抜いて申請してください。

ただし、以下の補助事業者（代表事業者）については、消費税を含めて交付申請することが可能です。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③消費税簡易課税制度を選択している（簡易課税事業者である）補助事業者
- ④消費税法別表第 3 に掲げる法人の補助事業者

**(要件に関すること)**

**Q20 : 申請にあたり必要となる要件はどのようなものですか。★**

■レジリエンス ZEB 事業

A : 申請の要件として、①ZEB Ready 以上であること、②対象施設であること、③レジリエンスの対応であることの 3 点が挙げられます。

### ①ZEB Ready 以上であること

BELS の認証を得られる『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Ready の施設とします。  
ZEB Oriented は対象としません。

### ②対象施設であること

「公共性の高い施設」（災害時に機能維持が求められる、公共性の高い業務用施設）を対象とします。

公共性の高い業務用施設（市役所、役場庁舎、公民館等の集会所、学校、地方公共団体との協定に基づき災害時に避難施設等となる民間施設等）及び自然公園内の業務用施設（宿舍等）があげられます。

### ③再エネ設備と蓄電池を導入したレジリエンス対応であること

災害時に必要なエネルギー供給を確保する必要がありますので、再エネ設備と蓄電池を導入し、災害時に利用できることが必要です。

導入される再エネ設備、蓄電池等は水害等の災害時において電源確保等に配慮された設計であることが必要です。

なお、洪水浸水想定区域においては、想定浸水深に一定以上（3m を想定）の上層階以上に主要設備を設置する又は水密構造の部屋に主要設備を設置するなど、水害等による浸水を想定した設計が必要になります。

## ■ ZEB 実現事業

A：申請の要件として、①ZEB であること、②対象施設であることの 2 点が挙げられます。

### ①ZEB であること

BELS の認証を得られる『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented の施設とします。

### ②対象施設であること

地方公共団体、民間等の所有する業務用施設を対象とします。

## Q21：葬儀場、スポーツジムは対象となりますか。★

A：レジリエンス ZEB 事業では葬儀場、スポーツジムは対象外になります。

## (設備導入に関すること)

**Q22 : 再生可能エネルギーや蓄電池の規模についてはどの程度まで導入可能ですか。**

★

A : レジリエンス ZEB 事業においては、建築物の ZEB 化に加え、被災時のエネルギー供給を同時に実現することを目的としていることから、災害時において、想定している特定負荷の稼働に対して必要最低限の能力以上を確保してください。ZEB 実現事業においては、専ら自家消費されることを原則としておりますので、その範囲内でご検討ください。

**Q23 : 蓄電池の容量以上に発電がある場合、逆潮流や売電は可能ですか。**

A : 再生可能エネルギーについては、専ら自家消費されることを原則としますが、対象施設の休日等により発生した、蓄電池の充電完了後に発電される余剰電力を、一般送配電事業者との個別契約に基づき電気事業者の系統へ連系する（逆潮流する）ことは妨げません。なお、再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）を活用して売電することは認めない。

当該補助事業により導入した設備等の稼働による売電益等により相当の収益が認められ、営業損益の累計額が補助事業に要した経費の自己負担額を上回った場合、交付規程第 8 条第 12 号の規定により、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額につき収益納付を行う必要があります。納付額の算出方法については、公募要領をご参照ください。

**Q24 : 可搬式蓄電池は補助対象となりますか。★**

A : 原則としては、可搬式蓄電池は補助対象外とします。なお、レジリエンス ZEB 事業においては、災害時に転倒・浸水等により破損しないように必要な固定措置を行う場合は対象とします。

**Q25 : 再生可能エネルギー設備からの電力を蓄電することに加え、商用電源からの電力も蓄電するように動作する構成としても、補助対象となりますか。**

A : 再生可能エネルギー設備から発電した電力を蓄えるものに限り補助対象となりますので、商用電源と連携しているものは補助対象外となります。

**Q26：電気自動車（EV）は補助対象となりますか。**

A：対象になりません。

**Q27：燃料電池は補助対象となりますか。**

A：補助の対象になります。

**Q28：中古電池（再利用蓄電池等）は補助対象となりますか。**

A：原則、補助対象外です。ただし、新品同様の性能となるよう、消耗品の交換等を行った設備（いわゆるリビルド品）を導入する場合は、その設備が未使用の新品と同様、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める期間、事業目的に沿って問題なく使用できることがわかる書類を提出し、SERA の確認を得た場合は補助対象になりえます。なお、その場合であっても本来の機能が発揮できなかった場合は、補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、支払い済の補助金のうち、取り消し対象となった額を返還していただくことがあり得ますので、ご注意ください。

**Q29：太陽光発電機能及び蓄電機能付きの自立型 LED 灯は補助対象となりますか。**

A：対象になりません。

**Q30：断熱に関する設備として「高性能窓（断熱・遮熱性能に優れているもの）」とありますが、窓の断熱・遮熱性能に関する要件は何かありますか。**

A：「高性能窓」については、「断熱・遮熱性能に優れているもの」である資料の添付をお願いします。

**Q31：WEB プログラム未評価技術（公募要領 資料 3 参照）は補助対象となりますか。**

A：WEB プログラム未評価技術については、補助対象となりますが、設計段階において一次エネルギー消費量の削減を定量的に示すことができる書類（ZEB 実現事業 別添 1（未評価））を提出いただきます。

**Q32 : WEBプログラムに入力ができないシステムは補助対象となりますか。**

A : WEBプログラムに入力ができないシステムについては、設計段階において一次エネルギー消費量の削減を定量的に示すことができる書類を提出いただき、個別に判断することになります。

**Q33 : 逆潮流防止装置は補助対象ですか。**

A : 一般送配電事業者により逆潮流防止装置の設置が系統連系に必要と認められる場合は補助対象とします。

**Q34 : 売電に必要な経費は補助対象ですか。**

A : 売電に必要な経費（売電メーターの設置費用、一般送配電事業者への工事負担金等）は補助対象外とします。

**Q35 : 設備設置のために必要となる、建屋の建築およびその基礎工事は対象となりますか。**

A : 対象になりません。

**Q36 : BEMS やパワーコンディショナー等で補助対象外設備と共用する場合、補助対象経費の算出はどのように行えばよいですか。**

A : 補助対象外設備であっても、事業目的に資するものであれば、当該設備を制御・管理する BEMS や分電盤にかかる経費は補助対象となります。

**Q37 : 補助事業による取得財産であることを示すために貼り付けるプレート等の費用は、補助対象経費になりますか。**

A : 対象になりません。

**Q38 : 基本設計に要する費用は補助対象経費に該当しますか。**

A : 対象になりません。交付決定日以降に発生する実施設計費（ZEB 化工事に関するものに限る）のみ補助対象経費に該当します。



**Q39 : ZEB プランナーに係る費用は対象になりますか。**

A : 対象になりません。

**Q40 : 実施設計費を補助対象として申し出る場合の留意点があれば教えてください。**

A : 交付決定までに行う作業は補助対象外になりますので、交付申請書類に添付が必要な書類は補助対象外となります。そのため設計費等は、削減率の向上のための変更などの際の設計費等を主な対象と考えています。

**Q41 : 付帯設備の範囲はどこまでですか。**

A : エネルギー起源 CO2 の削減を達成するために必要な設備に係る範囲で、補助対象設備の導入に伴い追加で必須となる必要最小限度のものとしします。例えば、空調設備の配管については、空調設備の導入にあたり追加が必要と判断されるものが対象となります。

**Q42 : 導入効果を確認するための設備の導入は可能ですか。**

A : 本事業では、広く普及している設備等のみ対象とします。

**Q43 : 既存設備の撤去に係る工事費は補助対象経費となりますか。**

A : 対象になりません。設備更新の場合、「撤去に係る工事費」と「設備導入に係る工事費」とは切り分けた上で、後者のみを計上してください。

**Q44 : 太陽光発電設備を設置する際の屋上防水工事の補助対象範囲に制限はありますか。**

A : 屋上に太陽光発電設備を設置する際の屋上防水工事については、必要最小限の範囲（鉄骨材（架台支持材）の一定の周囲部分）を補助対象とします。  
一定の周囲部分の具体的な数値は工事の内容等により異なりますが、本事業では公共建築数量積算基準（国土交通省）等を参考とし、架台支持材より最大 50cm までを補助対象とします。

**(申請書類に関すること)**

**Q45 : 提出する各年度の業務概要及び貸借対照表・損益計算書は、パンフレットやホームページで公表している資料でも良いですか。**

A : 問題ありません。

**Q46 : 弊社は連結決算を採用していますが、グループ全体の貸借対照表・損益計算書が必要ですか。**

A : グループ全体ではなく、申請者（個者）の貸借対照表・損益計算書を提出してください。

**Q47 : 代表事業者と共同事業者それぞれ貸借対照表及び損益計算書が必要ですか。**

A : 代表事業者と共同事業者それぞれで、貸借対照表及び損益計算書が必要です。

**Q48 : 応募申請時に添付する経費内訳の資料は、詳細な積算（見積り）が難しい場合、概算の設計書（見積書）でも良いですか。**

A : 応募申請の段階では、設備機器、工事等の経費内訳は、概算の設計書（見積書）を元に作成いただいても構いません。ただし、補助対象経費と補助対象外経費が明確に区分された積算内訳書を添付してください。

また、積算に必要な見積書は、応募申請時点で有効期限の切れていないものを添付してください。なお、採択後の交付申請では詳細な見積もりが必須となります。見積の確認等に時間を要する場合、通常より交付決定が遅くなる可能性がありますのでご注意ください。

**Q49 : 見積依頼業者から提出された見積書内訳には、「○○付属品 1式 △△円」とありますが、そのまま経費内訳に転記しても良いですか。**

A : 補助対象となる経費を確認するため、経費内訳は必ず数量×単価で記載し、その根拠が必要となります。概算であっても1式では計上せず、全ての品目について数量と単価が記載されている見積書の内訳を提出してください。

**Q50：補助対象とする経費の金額の根拠をどのように記載するのですか。**

A：見積書に根拠資料番号を記載するとともに、根拠資料等を添付してください。なお、上記の他、申請に関する根拠提示の際には、申請書記載箇所と根拠資料を紐付けしてください。

**Q51：応募に当たっての添付資料で金額の根拠がわかる書類（見積書等）が求められていますが、応募時にも3者以上の見積書が必要ですか。**

A：応募時は、1者からの見積書で構いません。ただし、交付決定後の業者選定時には、公募要領等に定める場合を除き、競争原理が働く方法で発注先を選定する必要があるため、必ず競争入札又は3者以上の見積書を徴取して最適な業者を選択してください。例外的に1者からの見積りにより随意契約を行う場合は、予め「理由書」を提出し承認を受けてください。

**Q52：工事費の細分は、指定された細分（材料費、労務費、直接経費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）とする必要がありますか。**

A：経費内訳書の細分は、指定の項目（公募要領：別表第1）としてください。例えば、自社の発注設計書が機械設備費、配管工事費、電気工事費、仮設養生費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等で積算している場合には、補助対象となる経費を積算内訳書で指定の細分に整理して計上してください。

**(発注・契約に関すること)**

**Q53：業者の選定は交付決定前に行っても良いですか。また、入札手続き等の準備は交付決定前に進めていても良いですか。**

A：ともに問題ありません。

**Q54：工事業者等への補助事業の発注（契約）は、いつから行えますか。**

A：公募要領等に定める場合を除き、原則、交付決定日以降に行ってください。

**Q55：交付決定前に工事業者等へ発注をしている場合は、補助対象となりますか。**

A：補助事業は、交付決定日以降に開始することが要件となります。公募開始以降、

交付決定前までの期間に当該発注、契約締結に向けた準備行為（入札公告、落札者決定等）を行うことは認められますが、公募要領等に定める場合を除き、交付決定日以降に発注、契約したものしか補助金の交付対象とはなりません。

**Q56：工事業者等への発注は「競争原理が働くような手続によって相手先を決定すること」とありますが、具体的にどういうことですか。**

A：一般競争入札による発注先の決定を原則としています。しかしながら、事業実施の上で、一般競争入札が困難又は不相当である場合は、指名競争入札、公募型プロポーザル等も可能とします。

なお、一般競争入札を実施出来ない場合、その理由を明確にし、金額の妥当性の根拠を明確にしてください。

**Q57：見積合せの業者として、代表事業者又は共同事業者の関係会社を含んでも問題ありませんか。**

A：競争原理の主旨を逸脱しない限り、問題ありません。

**Q58：設計・施工一括発注技術提案型総合評価方式等のプロポーザル型コンペを実施し、交付決定日以前に業者を決定することは可能ですか。**

A：設計・施工一括発注技術提案型総合評価方式等のプロポーザル型コンペ（省エネ評価を含んだもの）により設計者や施工請負業者が決定している場合、業者決定についてその結果を認めます（3者以上の見積もりは不要です）。ただし、補助対象範囲に関する工事着工は交付決定日以降としてください。

**Q59：コストオン契約は認められますか。**

A：コストオン契約について問題ありません。また、当該年度の元請から下請業者への当該工事の支払いが完了していないと事業完了となりません。証憑として下請け契約書、請求書、振込証明書も必要となります。

なお、コストオンフィーは補助対象外とします。

**Q60 : 補助対象となる工事と一緒に、補助対象とならない工事（全額自己負担）も同時に発注することは可能ですか。**

A : 別々に発注することが望ましいですが、一緒に発注しても構いません。ただし、その場合には、補助対象の工事と補助対象外の工事の費用が発注書・契約書、請求書等の中で明確に分かるようにしてください。

**Q61 : 新築の場合、本体工事と ZEB 化工事における契約は一括で良いですか。**

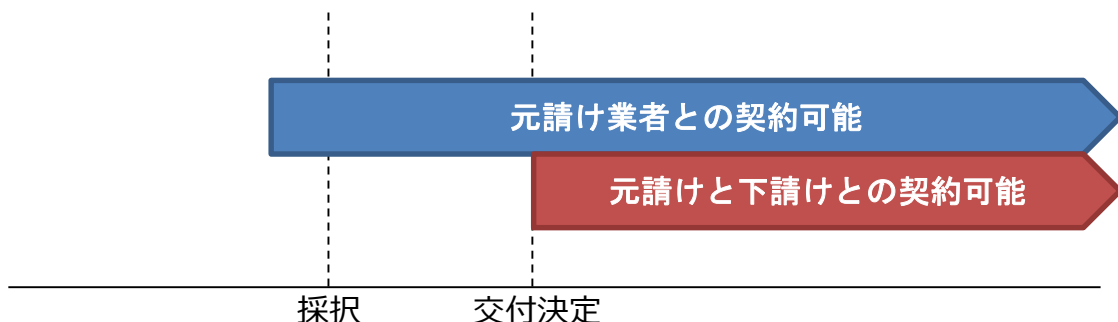
A : 契約は一括で構いませんが、本体工事と ZEB 化工事の内訳が明確にわかるようにしてください。

**Q62. : リース会社と建物所有者が共同申請した場合、リースができない設備部分について支払委託契約での支払いは可能ですか。**

A : 支払委託契約の部分は対象外になります。

**Q63 : 補助対象となる工事が元請と下請業者の間での契約による部分のみである場合、交付決定前に事業者と元請の間で契約を締結することは可能でしょうか。**

A : 補助対象となる工事が元請と下請業者の間での契約による部分のみであれば、交付決定前に事業者と元請の間で契約を締結することは可能です。なお、事業者と元請間での契約に関しては、補助対象部分が含まれていない契約としてください。状況に応じて、契約書の確認を行わせていただきます。



※事業者と元請間には補助対象が含まれていないこと、交付決定前に補助対象部分の契約が結ばれていないことが必要です。

## (その他)

**Q64 : 応募申請後、申請者の都合等により補助金申請を辞退する必要が発生した場合、どのように対応すればよいですか。**

A : 採択通知前の場合には取下げ書を、採択通知受領後であれば、辞退届を提出してください。交付決定後は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合には、「中止(廃止)承認申請書」(様式第6)を提出してSERAの承認を受ける必要があります。

**Q65 : 応募申請が採択された後、交付申請までの間に設備の導入計画の見直し等を行った場合、交付申請時に提出する事業実施計画書は応募申請時のものから変更しても構いませんか。**

A : 交付申請の際に提出する実施計画書は、原則として、応募申請の際に提出したものと同一のものとしてください。変更が必要な場合には、速やかにSERAに相談してください。なお、交付決定後の変更の場合は、交付決定後に計画変更承認申請(交付規程第8条の三)による手続を行っていただきます。また、補助金の額に変更を伴う場合は、変更交付申請(交付規程第6条)の手続が必要になります。

**Q66 : 採択後に補助対象経費を精査した結果、事業費が増額してしまった場合には補助金額の増額は可能ですか。**

A : できません。採択通知に記載された補助金交付予定額が交付申請額の上限になります。補助金交付予定額を超える交付申請はできませんので、可能な限り正確な値で応募申請を行うようお願いいたします。

**Q67 : 補助事業の計画変更について、「ただし、軽微な変更は除く。」と記載されていますが、「軽微な変更」とは具体的にどのような場合を指すのですか。**

A : 「軽微な変更」とは、補助対象経費費目の各配分額の15%以内の変更であり、かつ以下の2点に該当する場合を指します。なお、変更する必要が生じた場合、不明な点がある場合は、SERAに相談してください。

(1) 事業の目的に変更をもたらすものではなく、より能率的な事業目的達成に資するものと考えられる場合

(2) 事業目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

**Q68 : 事業完了とは、設備等の引渡しが済んだことをいうのですか。**

A : 検収を実施した時点で事業完了とし、完了実績報告書を提出してください。領収書等の支払いを証する書類は、精算払請求書の提出までに SERA に提出してください。

**Q69 : 事業が予期せぬ事情で期間内に完了できないと見込まれる場合は、どうしたらよいですか。**

A : 速やかに SERA に連絡してください。

**Q70 : 補助事業終了後の取得財産の管理についての留意点を教えてください。**

A : 補助事業者は、交付規程に基づき、補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、交付規程様式第 10 による取得財産等管理台帳を備え、当該取得財産等に「令和元年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（激甚化する災害に対応した災害時活動拠点施設等の強化促進事業及びエネルギー自給エリア等構築支援事業）」で取得した財産である旨を明示するとともに、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理しなければなりません。

**Q71 : 補助事業で取得した財産を、何かしらの事情で処分する必要がある場合は、どのような手続が必要になりますか。**

A : 取得財産等のうち処分を制限する財産は、不動産、船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック並びにこれらの従物、並びに補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の財産です。これらを処分の制限期間内に処分する時は、SERA に申請し承認を受けなければなりません。処分の制限期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）によるその財産の法定耐用年数となります。

**Q72：補助事業で導入した空調設備を数年後（法定耐用年数内）に保守点検した結果、故障（又は劣化等）による部品交換が発生した場合にも、交付規程第8条十三の取得財産の処分に該当するものとして環境大臣の承認を受ける必要がありますか。また、全部交換の場合は、どうなりますか。**

A：故障等による部品交換の場合には、修理した設備の使用を継続するため、財産処分手続は不要となります。ただし、修理により設備の過半を超える部分の交換、又は全部交換となる場合には、財産の処分の手続を経て、環境大臣の承認を得たうえで処分が可能となります。また、全部交換となった場合、財産処分納付金の納付を求める場合があります。ただし、その適否については全部交換となった要因により異なりうるため、詳細は「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」を参照いただくとともに、事案発生時にはSERAまで直ちに相談いただきますようお願いいたします。

**Q73：複数年度工事の場合で、2年度目以降は年度当初から工事を始めることは可能ですか。**

A：原則として交付決定を受けるまでは工事の着手はできません。  
但し、事業工程上早期の着手が必要な場合には、本年度中（3年度目については2年度目中）に「翌年度補助事業開始承認申請書」を提出しその承認を受けることで可能となりますのでSERAにご相談ください。

**Q74：一次エネルギー消費量の計算方法を教えてください。**

A：計算方法についてのお問い合わせは受け付けていません。建築研究所計算支援プログラム（WEBプログラム）を使用して算出してください。詳細は建築研究所ホームページ(<http://www.kenken.go.jp/becc/index.html>)をご覧ください。

**Q75：『一次エネルギー削減率が本事業の交付決定時の値よりも5ポイント以上下回った場合、（中略）は、補助金の交付を行わない』とありますが、5ポイントとは、どのような値になりますか。**

A：一次エネルギー消費量の削減率をパーセントで表した値の5ポイントです。



**Q76：事業報告の値が基準値を下回った場合は、何かペナルティはありますか。**

A：年度事業報告書に、実績報告書における二酸化炭素排出削減量に達しなかった場合の原因を記載いただきます。その上で、運用方法を見直すなど補助事業の目的に適合するよう措置を行う必要があります。なお、補助事業に関しての不正、怠慢、その他不適当な行為があったと認められる場合は、交付規程第14条に基づき、事業完了後においても補助金の返還を命じられる可能性があります。

**Q77：ZEBプランナー登録はどのようにしますか。**

A：ZEBプランナー登録は、一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下 SII）が行っています。SII のホームページ (<https://sii.or.jp/>) をご覧ください。

**Q78：ZEBリーディング・オーナー登録はどのようにしたらよいですか。**

A：ZEBリーディング・オーナー登録の受付は、地方公共団体等については SERA が、それ以外は SII が行っています。各団体のホームページをご覧ください。

**Q79：概算払を受けることができますか。**

A：概算払は行いません。

**Q80：補助事業で導入した設備により売電等で収益が発生した場合、収益相当額の納付の必要性についてはどのように考えたらよいですか。**

A：地方公共団体と非営利法人においては、原則、収益納付は不要です。営利法人（構成員への利益分配を目的とした法人）においては、事業完了後の5年間について、原則、以下の計算式で算出した結果、納付の要・不要を判断します。その他の収益が想定される場合は、別途判断することになります。

計算式：収益納付額 = (A - B) × (C / D) - E

A：収益額（補助事業に係る設備等における営業損益等の各年度の累計）

B：控除額（補助対象経費）

C：補助金確定額

D：補助事業に係る支出額（補助事業に要した経費と補助事業終了後に追加的に要した経費の合計）

E：納付額（前年度までに収益納付を行っている場合の当該納付額）

注1 相当の収益が生じた場合とは、収益【A】－控除額【B】>0となる場合をいう。

注2 収益納付は、収益納付額の累計が補助金確定額を超えない範囲で行います。

**Q81：自然公園とはどのようなものですか。**

A：国立公園、国定公園および都道府県立自然公園になります。

**Q82：自然公園内の業務用施設を対象とする場合、なぜ環境省自然保護官事務所等へ照会しなければならないのですか。**

A：自然公園法第10条第6項では、環境大臣への協議をした者又は、環境大臣の認可を受けた者は、当該施設の「規模」、「管理又は経営方法」、「施設の構造」等を変更する場合は、環境大臣への協議や認可が必要であるが、「軽微な変更の場合はこの限りではない」とされており、自然公園法施行規則第3条で、「氏名(法人にあっては、代表者氏名)」、委託する場合は「受託者の氏名等」、供用期間が通年でない場合は「供用期間」及び工事を施工する場合は「施工の予定期間」と変更内容が列記されている。本事業が該当施設の規模・構造等の変更に関わることもあり、変更のための協議や申請の可能性もあるため、その確認のため自然保護官事務所等への照会をお願いし、その結果を、別紙1の実施計画書の「環境省 自然保護官事務所等の意見」欄への記載をお願いしております。

なお、国定公園及び都道府県立自然公園においては、各都道府県担当課に照会をお願いします。

**(レジリエンス ZEB 事業のみ)**

**Q83：要件にある再エネ設備とは何になりますか。**

A：太陽光発電を主に想定しています。風力や小水力も該当します。災害時に機能を維持できるような設計が必要となります。

太陽熱など蓄電池に給電できないもの、別途燃料確保が必要なバイオマス発電、コージェネレーションシステム等は要件における再エネ設備として対象になりません。導入自体に関して問題はなく、補助対象にはなりません。

**Q84：災害協定等の締結は必要となりますか。**

A：必ずしも必要ではありません。レジリエンス機能が求められる公共性の高い施設であることを証する書面（地域防災計画、協定、災害時対応に係る地方公共団体との契約等）を提出してください。

**Q85：民間の事務所は対象となりますか。**

A：公募要領上に記載の要件を満たせば対象となりますので、申請前に SERA に協定等の内容を提示しご相談ください。協定等の位置づけを考慮し判断させていただきます。

**Q86：地方公共団体との災害協定等を要件とする民間施設については、どのような施設が対象となりますか。**

A：協定等に基づき、災害時に地域住民が活用する避難施設、物資供給拠点、その他災害時に稼働が求められ、その機能発揮に稼働が不可欠な事務所等が対象となります。なお、工場建物の工場部分や、倉庫等は対象外となります。

**Q87：今後、地方公共団体と協定等を締結し、レジリエンス機能が求められる公共性の高い施設であることを証する書面とする予定ですが、申請は可能ですか。**

A：申請は可能です。原則として補助事業の完了時までには協定の締結等を頂くことが条件となります。申請時に地方公共団体との協議状況及び協定の締結見込み等を示してください。

**Q88：事業継続計画（BCP）は地域防災計画に準じた計画として扱われますか。**

A：事業の継続・復旧を図るための事業継続計画（BCP）は、地域防災計画に準じた計画とはみなされません。

**Q89：急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所など土砂災害警戒区域等の施設は対象となりますか。**

A：原則、対象となりません。ただし、土砂災害警戒区域に含まれる場合であって、地

域特性等を考慮した上で、地方公共団体が避難所等として位置付ける（予定を含む）施設については、この限りではありませんので、事前に SERA へご相談ください。

**Q90：工場内の事務所部分についても、協定等により公共性の高い施設であることを証明することができれば補助対象となりますか。**

A：補助対象となります。なお、ZEB の部分申請を行う場合、全体の延べ面積が 10,000 m<sup>2</sup>以上あることが条件となります。

**Q91：「土砂災害警戒区域に含まれていても、地域特性等を考慮した上で、地方公共団体が避難所等として位置付けている又は位置づける予定である施設については、この限りではない。」とありますが、地域特性等とはどのようなものですか。**

A：何らかの対策が行われていることや、周辺地盤の状況等を指します。

**Q92：水害等の災害時において電源確保等に配慮された設計とはどのようなものですか。**

A：原則として上層階（2階相当）以上に主要設備を設置する又は水密構造の部屋に主要設備を設置するなど、水害等による浸水を想定した設計であることとします。洪水浸水想定区域等災害時に浸水が想定されている区域においては想定浸水深に一定以上（3mを想定）の高さを考慮した上層階以上に主要設備を設置する又は水密構造の部屋に主要設備を設置するなど、水害等による浸水を想定した設計となっていることが必要です。

ただし、対象施設が高台に新築されるなど、水害等による浸水が起こる可能性が極めて低い場合は、合理的な説明資料を提出いただき、SERAにて検討後、水害等の災害時における電源確保等の要件を満たさなくてもよいものとします。

**Q93：地方公共団体が作成するハザードマップが事業完了前に改訂された場合はどうなりますか。**

A：「地方公共団体が作成するハザードマップ」が事業完了までに改訂され、事業要件を満たさなくなった場合は交付決定の取り消しとなるため、ご注意ください。申請にあたりましては、地方公共団体に確認し、最新版を添付してください。

**Q94 : 再生可能エネルギー設備等の設計・導入に際して、耐震性等に関して留意する  
必要がありますか。**

A : 災害時においては、想定している特定負荷の必要容量の適正な設定や、地震等による設備の転倒・破損などが無いよう耐震性を確保する設計としてください。

設備の設置については「建築設備耐震設計・施工指針」(国土交通省国土技術政策総合研究所監修)等に基づき実施してください。

また、寒冷地における降雪、浸水区域等における浸水等を想定し、災害時に稼働できる事業計画を設定してください。

※適切な設計・施工を行わなかったことにより、会計検査院より指摘を受け補助金を是正工事等実施した事例もあります。

参考 URL :

[http://www.jbaudit.go.jp/report/new/all/pdf/fy29\\_05\\_12\\_06.pdf](http://www.jbaudit.go.jp/report/new/all/pdf/fy29_05_12_06.pdf) (平成29年度決算検査報告)

<http://report.jbaudit.go.jp/org/h28/2016-h28-0483-0.htm> (平成28年度決算検査報告)

<http://report.jbaudit.go.jp/org/h27/2015-h27-0545-0.htm> (平成27年度決算検査報告)

<http://report.jbaudit.go.jp/org/h26/2014-h26-0567-0.htm> (平成26年度決算検査報告)

<http://report.jbaudit.go.jp/org/h25/2013-h25-0657-0.htm> (平成25年度決算検査報告①)

<http://report.jbaudit.go.jp/org/h25/2013-h25-0658-0.htm> (平成25年度決算検査報告②)

**Q95 : 浸水時を想定し、設備を稼働させるための工事は補助対象となりますか。**

A : 浸水被害に対する措置費用は補助対象外になります。なお、通常の設備設置のための費用は対象になります。

**Q96 : 遠隔地(指令を受ける設備の設置場所の敷地外、または、同一敷地内でも一定距離を置いた場所) より、変動性再生可能エネルギー発電設備や需要側の調整力となり得る設備を運転制御できるシステム及び体制の構築に必要な EMS 等の通信・制御装置は補助対象になりますか。**

A : 対象施設の省エネルギーに寄与する BEMS 等の通信・制御機器は補助対象になります。

**Q97 : EMS 等の通信・制御装置を用いて、建物内から変動性再生可能エネルギー発電設備や需要側の調整力となり得る設備を運転制御できるシステム及び体制を構築することは、審査時に加点対象となりますか。**

A : 建物内で制御する場合は加点対象となりません。なお、対象施設の省エネルギーに寄与するものであれば、当該通信・制御装置は補助対象になります。

**Q98 : 主要設備とはどのようなものですか。**

A : 主要設備とは、少なくとも再生可能エネルギー設備（太陽光発電、風力発電、小水力発電等）及び蓄電池を指します。

**Q99 : 補助対象外として、系統から充電を行う蓄電システム（商用電源と連携した蓄電システム）を構築した際、「公募要件」としては認められますか。**

A : 公募要件として認められません。

(5月12日追加)

**Q100 : 複数用途建築物において、部分申請は可能ですか。**

A : 建築物全体の延べ面積が 10,000 m<sup>2</sup>以上であり、評価対象面積が 10,000 m<sup>2</sup>未満であれば部分申請も可能です。

**Q101 : ZEB Oriented における複数用途建築物における部分評価の要件はありますか。**

A : 部分評価の対象となる延べ面積が 10,000 m<sup>2</sup>以上となるものが要件となります。